

資 料

英米刑事法研究 (42)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

〈アメリカ刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2022年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	佐藤友幸
小島 淳	野村健太郎
小川佳樹	原田和往
芥川正洋	渡邊卓也
松田正照	

アメリカ刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2022年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|--|---|
| I はじめに | United States v. Hansen, 143 S. Ct. 1932 (2023) |
| II 証人対面権 | VIII その他 |
| Samia v. United States, 143 S. Ct. 2004 (2023) | Turkiye Halk Bankasi A.S. v. United States, 143 S. Ct. 940 (2023) |
| III 二重の危険 | <i>In re</i> Grand Jury, 143 S. Ct. 543 (2023) (per curiam) |
| Smith v. United States, 143 S. Ct. 1594 (2023) | Bittner v. United States, 143 S. Ct. 713 (2023) |
| IV 量刑 | Reed v. Goertz, 143 S. Ct. 955 (2023) |
| Lora v. United States, 143 S. Ct. 1713 (2023) | Twitter, Inc. v. Taamneh, 143 S. Ct. 1206 (2023) |
| V 死刑 | Gonzalez v. Google LLC, 143 S. Ct. 1191 (2023) (per curiam) |
| Cruz v. Arizona, 143 S. Ct. 650 (2023) | United States <i>ex rel.</i> Schutte v. SuperValu Inc., 143 S. Ct. 1391 (2023) |
| VI ヘイビアス・コーパス等 | United States <i>ex rel.</i> Polansky v. Executive Health Resources, Inc., 143 S. Ct. 1720 (2023) |
| Jones v. Hendrix, 143 S. Ct. 1857 (2023) | Yegiazaryan v. Smagin, 143 S. Ct. 1900 (2023) |
| VII 刑事実体法 | |
| Percoco v. United States, 143 S. Ct. 1130 (2023) | |
| Counterman v. Colorado, 143 S. Ct. 2106 (2023) | |
| Ciminelli v. United States, 143 S. Ct. 1121 (2023) | |
| Dubin v. United States, 143 S. Ct. 1557 (2023) | |
| Pugin v. Garland, 143 S. Ct. 1833 (2023) | |

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2022年10月開廷期の20件の刑事関係判決を紹介する。

本開廷期は、意見付きの判決全体の数も少なく、58件にとどまった。その半数の29件が開廷期末の6月に出たものである。それらのなかには、政治的・社会的に重大な意味をもつものとして、人種による格差の是正を目的とするハーヴァード大学およびノース・カロライナ大学の入学者選抜制度が合衆国憲法修正14条の平等条項に違反するかが問われた事件⁽¹⁾、連邦議会議員選挙の区割りに関する州の権限が争点となったノース・カロライナ州の事件⁽²⁾、バイデン政権による連邦の学生ローン免除の適否が争点の事件⁽³⁾など、日本のメディアでも紹介されたものが少なからずあった。

以下では、これら58件の判決のうち、刑事関係判決として、「刑事実体法」の2件、「証人対面権」、「二重の危険」、「ヘイビアス・コーパス等」、「その他」の各1件合計6件を重要判決として紹介し、14件について要点を紹介した。

重要判決として挙げるもののうち、「証人対面権」で紹介する Samia 判決は、共犯者らが共同被告人として併合審理されるという状況における証人対面権の保障が問題となった事案で、「二重の危険」で紹介する Smith 判決は、第一審で有罪となった被告人について、第11巡回区連邦控訴裁が、裁判地に関する主張を認めて連邦地裁判決を取り消す一方、再訴は妨げられないと判示したという状況における事案である。「ヘイビアス・コーパス等」で紹介する Jones 判決は、3件の不正な銃器取得により連邦裁判所で有罪が確定した被告人が、判決取消しの申立てをして、その一部について認められたという状況における、その後に出た判決を根拠とするヘイビアス・コーパスの申立てに係る事案である。「刑事実体法」で紹介する Percoco 判決は、連邦の郵便・電信詐欺の規定の射程範囲の拡大に歯止めをかけた判決——要点を紹介した Ciminelli 判

(1) Student for Fair Admissions, Inc. v. President and Fellows of Harvard College, 143 S. Ct. 2141 (2023).

(2) Moore v. Harper, 143 S. Ct. 2065 (2023). このほかに、黒人にとって不利な結果をもたらすアラバマ州の選挙区割が連邦の選挙権法に違反しているかが争点の, Allen v. Milligan, 143 S. Ct. 1487 (2023) がある。

(3) Biden v. Nebraska, 143 S. Ct. 2355 (2023).

決も同様——で、Counterman 判決は、フェイスブック上のストーカー行為について州法違反で起訴された事案において、被告人が起訴は合衆国憲法修正 1 条に違反すると主張したというものである。「その他」で紹介する *Turkiye Halk Bankasi A.S.* 判決は、民事事件で認められる外国主権免除が、外国政府が支配する金融機関に対する刑事訴追についても及ぶかが争点の事案である。

要点を紹介したもののうち、「その他」で紹介する、ツイッター社（現 X 社）やグーグル社が被告となった *Taamneh* 判決や *Gonzalez* 判決は、損害賠償請求事件に関するものではあるが、テロ行為の被害に関する損害賠償について規定した連邦法に基づいて提起された事案であることから、簡単にその要点を紹介することとした。また、*Bittner* 判決は民事制裁金の事案、*SuperValue, Inc.* 判決および *Executive Health Resources, Inc.* 判決は「刑事的民事訴訟」の事案、*Samagin* 判決は RICO 法に基づく損害賠償請求の事案であるが、いずれも民事と刑事が交錯する分野に関するものとして紹介した。

（田中利彦）

II 証人対面権

・ *Samia* 判決⁽⁴⁾

本件は、3名の被告人の共同審理の公判において、共同被告人が公判外でした自白を聴取した法執行官の証言を許容することが、合衆国憲法修正 6 条の対面条項によって保障される証人対面権を侵害するものではないかが争点となった事案である。

上告人 *Samia* は、犯罪組織に雇われて不動産ブローカーを自動車内で射殺したとして、共同被告人 *Hunter* および *Stillwell* とともに合衆国法典第 18 編 1958 条 (a) の規定する委託謀殺 (murder-for-hire) 等の訴因で起訴された。逮捕直後、*Stillwell* は、連邦麻薬取締局 (DEA) の捜査官による取調べで、ミランダ告知を受けたうえ、自分は自動車を運転していたが、銃を撃ったのは *Samia* である旨の自白をした。

(4) *Samia v. United States*, 143 S. Ct. 2004 (2023). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, アリート, ゴーサッチ, カヴァノー各裁判官同調, バレット裁判官一部同調) のほか、バレット裁判官の一部同意・結論同意意見, ケーガン裁判官の反対意見 (ソトマイヨール, ジャクソン各裁判官同調), ジャクソン裁判官の反対意見がある。

連邦地裁は、共同審理の公判において、Stillwellの自白について聴取者が証言することを許容したが、その証言において、Samiaの名前は完全に伏せられていた。具体的には、「Stillwellは、『他の人物 (other person)』が引き金を引いたとき、自動車を運転していたと述べていました」などと証言されており、かつ、当該「他の人物」がSamiaであることは、その証言単体からは推認できないようになっていた。他方で、この証言の内容が全面的に信用できるとすれば、引き金を引いた可能性のある人物がSamiaである蓋然性が高まることになり、その意味でSamiaに不利な内容であった。連邦地裁は、この証言はStillwellの罪責との関係でのみ斟酌可能であり、SamiaとHunterの罪責との関係で斟酌することは許されないと陪審に説示したが、陪審は全訴因についてSamiaに有罪評決を下した。Samiaは第2巡回区連邦控訴裁に上訴したが、その主張は容れられなかった。

上告を受理した連邦最高裁は、大要以下のように判示して上告を棄却した。

Crawford判決⁽⁵⁾によれば、「証言的な (testimonial)」供述は、供述者が供述不能でない場合には、当該供述者が事実審理に出頭しない限り、また、供述者が供述不能である場合でも、被告人が反対尋問の機会を事前に有していない限り、許容されない。

もっとも、同条項はあくまでも「被告人に不利な (against the accused)」供述についてのみ適用される。当裁判所の先例は、共同被告人の公判外自白の証拠について、以下のように、「被告人に不利な」ものとそうでないものとを区別してきた。すなわち、まず、Bruton判決⁽⁶⁾は、証拠として採用された共同

(5) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号257-263頁 (2005年)、早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁 (2006年)、二本柳誠・比較法学39巻3号204頁 (2006年)、堀江慎司「第6修正の対面条項の射程をめぐる最近の判例」アメリカ法2010年1号107-110頁 (2010年)、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁I——証人対面権、強制的証人喚問権』140頁 (成文堂、2010年)、樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』116頁 [津村政孝] (有斐閣、2012年)、大沢秀介=大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』411頁 [君塚正臣] (成文堂、2014年)、憲法訴訟研究会=戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』341頁 [津村政孝] (有斐閣、2014年)、田中利彦編『アメリカの刑事判例1——2003年10月開廷期から2007年10月開廷期まで』65-67頁 [二本柳誠] (成文堂、2017年)]。

(6) Bruton v. United States, 391 U.S. 123 (1968)。

被告人の公判外自白が被告人の罪責を明白に示すものである場合は、適切な説示があったとしても証人対面権の侵害が認められるという基準を示したうえで、共同被告人による、被告人を犯人として名指しする公判外自白の証拠を排除した。また、Marsh 判決⁽⁷⁾は、共同被告人の証言が被告人を名指しするものではない場合に、当該証言が共同被告人に対してのみ不利に斟酌されるものである旨の陪審説示がなされたときは、その共同被告人は、通常、「被告人に不利な」証人ではなく、Bruton 判決の射程が及ばないとした。ただし、これには限られた例外がある。Gray 判決⁽⁸⁾は、もともと被告人の名前が含まれていたが、その名前部分を空欄にし、または、「削除 (deleted)」といった語を加えることによって被告人の名前を分からないようにした証拠について、これは Bruton 判決で禁じられた証拠に極めて類似し、同判決の射程が及ぶと判断した。

以上の先例を踏まえて、本件の証言の許容性について検討する。まず、本件の証言は、被告人を名指しするものではない。また、本件は、前述の例外に当たる事案でもない。「他の人物」という中立的な言葉は、空欄や「削除」という語とは性質が異なる。前者の証言は、もともとの自白に改変が加えられたことが明白ではないが、後者の証言は、そのことが明白である。そして、Stillwell の自白は証言的なものではあるが、連邦地裁によって適切な説示がなされている。したがって、本件の証言を許容しても対面条項に違反しない。

共同審理は、評決の一貫性を保ち、より適切な評価を可能とするなど、刑事司法制度において極めて重要な役割を果たしている。また、自白は罪を犯した者を見つけ出し、有罪とし、処罰するという重大な社会的利益のために不可欠なものである。それゆえ、本件のような事案にまで Bruton 判決の射程を及ぼした場合、あまりに大きな犠牲を払うことになる。

(佐藤友幸)

Ⅲ 二重の危険

・ Smith 判決⁽⁹⁾

本件は、法律上誤った裁判地の裁判所において、法律上誤った地区から招集

(7) Richardson v. Marsh, 481 U.S. 200 (1987).

(8) Gray v. Maryland, 523 U.S. 185 (1998).

(9) Smith v. United States, 143 S. Ct. 1594 (2023). 法廷意見はアリート裁判官

された者で構成された陪審により事実審理がされ、それが終了した後に、同じ事件について再審理をすることが、連邦憲法の裁判地に関する条項や二重の危険禁止条項との関係で許容されるか否かが争点となった事案である。

StrikeLines社は、海中に私的に作られた——魚を集めて釣りやすくするための——人工的な「根 (reef)」をソナー機器で探知し、その位置情報を販売していた。上告人 Smith は、同社のウェブサイトアクセスし、営業秘密たるそれらの位置情報を窃取したとして、同社が本部を置くペンサコーラを管轄するフロリダ北部地区の連邦地裁に起訴された。Smith は、自身が上記サイトにアクセスしたのはアラバマ南部地区にあるモービル所在の自宅からであり、かつ、上記位置情報はフロリダ中部地区のオーランドにある同社のサーバに保存されていたため、当該事件についてフロリダ北部地区の連邦地裁で審理することは連邦憲法の裁判地に関する条項——合衆国憲法3条2節3項 (Venue条項) および修正6条 (Vicinage条項) ——に反するとして、実体判断を含まない公訴棄却を求めた。しかし、連邦地裁は、裁判地に関する事実問題は陪審に判断を委ねるべきであるとして、事実審理を進めたうえで、Smith に有罪判決を宣告した。これに対し、Smith が控訴したところ、第11巡回区連邦控訴裁は、Smith の裁判地に関する主張には理由があるとして第1審判決を破棄したが、同時に、再審理は妨げられるものではない旨判示した。これに対し、Smith が、適正な裁判地における再審理は連邦憲法の裁判地に関する条項あるいは合衆国憲法修正5条の二重の危険禁止条項により禁止される旨主張し、上告受理を求めたところ、連邦最高裁は、上告を受理し、本件の争点につき、概要以下のように判断した。

Ewell 判決⁽¹⁰⁾以来、被告人側の上訴を受けて、公判手続上の瑕疵を理由として、有罪判決が破棄された場合には——二重の危険禁止条項が再審理を禁止するときや迅速裁判条項違反が問題となるときを除き——再審理が許容されるとするルール——再審理原則——が存在してきた。

連邦憲法の裁判地に関する条項の文言や、当裁判所における先例は、再審理原則に例外を設ける根拠を提供するものではない。Venue条項は、主として犯罪の場所——州——に着目するもので、被告人の負担に重点を置くものではない。先例上、被告人が二度目の審理の負担を課されることをもって再審理原

が執筆 (全裁判官一致)。

(10) United States v. Ewell, 383 U.S. 116 (1966).

則に例外を認めたものはない。Vicinage 条項は、陪審の構成や犯罪が実行された地区——state ではなく district——に着目するものである点で Venue 条項とは異なるが、そうした差異は、Vicinage 条項違反があった場合に Venue 条項違反があった場合よりも広い保護を被告人に与える理由とはならない。また、先例上、Vicinage 条項違反があった場合には、他の——同じく修正 6 条で保障される——陪審裁判の権利に対する侵害があった場合と同様、再審理こそが適切な救済方法とされてきた。

裁判地に関する条項の歴史的背景をみても、再審理原則からの離脱を要求する要素は見当たらない。イギリスのコモン・ローの時代から、vicinage に係る権利——これは venue の保障をも内包していた——は、犯罪の発生した場所で裁判が行われ、その地域の住民が陪審となることを保障したものと理解されていた。もともと、コモン・ロー上、誤った裁判地の裁判所や不適切な形で構成された陪審によって事実審理がなされた場合にはその後の再審理が禁止されるとするルールは存在していなかった。連邦憲法に裁判地に関する条項が設けられた際に、その違反に対する救済についての基本的な考え方が変わったとみるべき証拠はない。それらの時代の先例をみても、venue や vicinage に関する瑕疵を理由として再審理を禁止したものはない。むしろ、裁判所はそれらの場合には積極的に再審理を許容してきた。

二重の危険禁止条項も、本件の場合の再審理を禁止するものではない。裁判地に関する裁判所の判断は、陪審による無罪の一般——理由を付さない——評決とは異なる。Evans 判決⁽¹¹⁾のいうように、二重の危険禁止条項により再審理が禁止されるかどうかの判断の鍵となるのは、被告人の刑事上の責任 (criminal culpability) である。被告人がそれを負うことが立証されていないとの認定によって事実審理が終了すればその後の再審理は禁止される。これに対し、訴追された事実についての有罪・無罪とは関係のない理由で事実審理が終了したときは、その後の再審理は許容される。これと同様に、裁判地に関する条項違反を理由として原審の有罪判決を破棄する上訴審の判断も——仮にそれが連邦刑事手続規則 29 条に基づく「無罪」判決という体裁をとっていたとしても——被告人が訴追された犯罪事実について刑事上の責任を負うかどうかという終局的な問題に対する解決を含むものではない。本件での第 11 巡回区連邦控

(11) Evans v. Michigan, 568 U.S. 313 (2013) [紹介、田中利彦編『アメリカの刑事判例 2——2008 年 10 月開廷期から 2012 年 10 月開廷期まで』219-221 頁 [蔡芸琦] (成文堂, 2019 年)].

訴裁の、裁判地が不適切であったとする判断は、Smith の刑事上の責任の有無を決する判断ではなく、二重の危険禁止条項の発動を基礎づけるものではない。

(小島 淳)

IV 量刑

量刑に関する本開廷期の判決としては、暴力犯罪等における火器使用・携帯の処罰を定めた合衆国法典第18編924条 (c) が、同項に基づいて科される拘禁刑と他に科される拘禁刑との同時執行を禁じている (同条 (c) (1) (D) (ii)) 趣旨は、同項の罪を犯した者が火器使用により人を死亡させた場合の処罰を定めた同条 (j) には及ばないとして、(j) に基づく拘禁刑について他の拘禁刑との同時執行の余地を認めた Lora 判決⁽¹²⁾がある。

(野村健太郎)

V 死刑

死刑についての本開廷期の判決としては、死刑か仮釈放なしの終身刑かを陪審が選択するという場合、被告人には、終身刑がそのように仮釈放なしのものである旨を陪審に知らせる権利が合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項によって保障されたとした Simmons 判決⁽¹³⁾の、アリゾナ州における適用に関する Cruz 判決⁽¹⁴⁾がある。

(小川佳樹)

(12) Lora v. United States, 143 S. Ct. 1713 (2023). 法廷意見はジャクソン裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(13) Simmons v. South Carolina, 512 U.S. 154 (1994).

(14) Cruz v. Arizona, 143 S. Ct. 650 (2023). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケーガン, カヴァノー, ジャクソン各裁判官同調) のほか、バレット裁判官の反対意見 (トーマス, アリート, ゴーサッチ各裁判官同調) がある。

VI ハイbias・コーパス等

・ Jones 判決⁽¹⁵⁾

本件は、すでに一度合衆国法典第28編2255条による事後的審査を請求した連邦の被拘禁者が、その後の連邦最高裁の刑法に関する新たな判断に基づく救済を求めて、同2241条のハイbias・コーパスを請求することができるかが問題となった事案である。

上告人 Jones は、ミズーリ州西部地区連邦地裁において、2件の重罪犯による銃器不法所持の罪（合衆国法典第18編922条（g）（1））などで有罪とされ、第8巡回区連邦控訴裁もこれを是認した。その後、Jones が、2255条に基づき、連邦の被拘禁者に認められている刑の宣告等に対する事後的審査を請求したところ、922条（g）違反により宣告された同時執行の刑の1つが取り消された。数年後、連邦最高裁は、Rehaif 判決⁽¹⁶⁾において、自身が銃器の所有資格がない身分にあることの認識は、922条（g）違反による有罪判決の要素である旨の判断を示し、Jones の当初の裁判等の際に支配的であった先例は破棄された。そこで、Jones は、残るもう1つの922条（g）違反による刑に関して、連邦地裁に対し2241条のハイbias・コーパスによる救済を請求した。アーカンソー州東部地区連邦地裁は、管轄権の欠如を理由にこれを斥け、第8巡回区控訴裁も請求を斥けた。

連邦最高裁は、次のような判断を示して、原判決を維持した。

連邦議会は、連邦の被拘禁者に対し、拘禁されている地区における2241条のハイbias・コーパス請求手続に代えて、有罪判決を宣告した連邦裁判所に対する2255条の事後的審査の申立手続を創設した。2255条は、ハイbias・コーパスの請求を受けた連邦地裁が各々の訴訟手続を相互に審査する場合に生じる

(15) Jones v. Hendrix, 143 S. Ct. 1857 (2023). トーマス裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、アリート、ゴサッチ、カヴァノー、バレット各裁判官同調）のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見（ケーガン裁判官同調）、ジャクソン裁判官の反対意見がある。

(16) Rehaif v. United States, 139 S. Ct. 2191 (2019) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2018年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学54巻1号263頁〔大庭沙織〕(2020年)、堤和通・比較法雑誌54巻2号195頁(2020年)].

困難を解消することを目的とする。連邦議会は、その実効性を担保するために、2255条による申立てが認められた連邦の被拘禁者に対し、原則として、2241条の申立てを行うことを禁止することとした。他方、連邦議会は、当該被拘禁者の拘禁の合法性の審査にとって、2255条の申立てが「不十分又は効果がない」場合には、2241条の申立てが許容される旨を定める救済条項（2255条（e））を設けた。その後、連邦議会は、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法（the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996（AEDPA）」を制定し、州および連邦の被拘禁者が利用し得る事後の後審査の仕組みに大幅な改革を加えた。このうち本件との関係では、2255条の手続について、同条（h）で、「新たに発見された証拠」または「連邦憲法に関する新たな準則」という例外事由に該当しない限り、再度の申立てが禁止された点が重要である。この結果、当裁判所の示した刑法の新たな解釈によって、当初の有罪判決の際の支配的先例が破棄され、自らの行為が犯罪に該当しないことが明らかになったとしても、連邦の被拘禁者がすでに2255条の申立てを行なっている場合には、再度の申立てが禁止され、救済されない事態が生じることとなった。こうした事態に直面した連邦控訴裁のなかには、この場合、2255条の申立ては、救済条項にいう「不十分又は効果がない」ものに当たるとして、2241条のヘイビアス・コーパスの請求を認めるところもある。しかし、救済条項をそのようにAEDPAの制限を回避する手段として用いることはできない。

2255条（h）は、再度の申立てが許容される条件を2つに限定し、明示している。そして、同条（h）（2）にあえて「連邦憲法に関する」と定めていることからすると、連邦議会としては、「連邦憲法に関する」もの以外の新たな準則に基づく再度の申立てを許容しない趣旨と解される。本件の上告人も被上告人も、いかなる場合に2255条の申立てが、同条（h）の制限によって「不十分又は効果がない」ものになるかについて縷々主張しているが、管轄権を有する裁判所によって有罪判決を受けた者に対し、実体法上の誤りを理由に、判決への事後的異議申立てを許容すべき歴史的または憲法的規範は存在しない。AEDPAの制限は、裁判の終局性の要請と誤判是正の必要性との衡量に関する連邦議会の政策的判断を具体化したものである。本件のような場合に、連邦議会は誤判の是正よりも裁判の終局性を優先したことになるが、のちに否定された法令解釈を適用した判決が確定後に是正されない場合があるとしても不条理とはいえない。

（原田和往）

Ⅶ 刑事実体法

・Percoco 判決⁽¹⁷⁾

本件は、政府機関に対して影響力をもつ私人が、政府機関に影響力を行使する見返りに金銭を取受したという事案で、「誠実な職務」に関する郵便・電信詐欺罪がいかなる私人であれば成立するかについての陪審説示が問題となったものである。

上告人 Percoco は、2011年から2016年にかけてニューヨーク州知事クオモの側近として、州政府の役職に就いていた者である。ただし、2014年には、州政府の役職を辞して、クオモ知事の再選キャンペーンに従事していた。そして、この期間中、州の機関であるエンパイア・ステート開発公社の事業に関して、不動産開発業者に便宜を図った見返りに、金銭を受け取った。なお、このうち、クオモは再選され、Percoco も州政府に復職した。

合衆国法典第18編1343条は、電信等の方法で行われる「背信的不正行為の計画及び計略を処罰している。1346条によれば、この「計画及び計略」には「誠実な職務に対する他人の無形的権利を詐取する」計画・計略が含まれる。

Percoco は、電信詐欺の共謀（1349条）で起訴された。Percoco は、請託を受け便宜を図った時点では州政府の役職を辞して私人であり、「誠実な職務」を果たす義務はなく、そのため罪とならないなどと主張した。

連邦地裁は、私人である被告人が公共に対して「誠実な職務」を果たす義務を負うというためには、被告人が政府の何らかの業務について、支配し、または、コントロールを及ぼしており、かつ、被告人が政府と特別な関係を有していることを理由として、政府の職員が現実に被告人に依拠している必要があるとの陪審説示をし、陪審は、有罪の評決をした。Percoco の控訴を受けた第2巡回区連邦控訴裁は、原判決を維持した。上告を受理した連邦最高裁は、大要、以下のような判断を示し、原判決を破棄して、事件を差し戻した。

1343条の電信詐欺罪が適用されてきた主要な事案は、公的機関の被用者が賄賂やキックバックを受けることの見返りに、不誠実な行為をしたというもので

(17) Percoco v. United States, 143 S. Ct. 1130 (2023). アリート裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、ソトマイヨール、ケーガン、カヴァノー、バレット各裁判官同調、ジャクソン裁判官一部同調）のほか、ゴースッチ裁判官の結論同意意見（トーマス裁判官同調）がある。

ある。しかし、Margiotta 判決⁽¹⁸⁾で、第 2 巡回区連邦控訴裁は、政党の要職にあったが、「公選の職」にはない被告人が、政府に対する影響力を行使して、キックバックを受けとる企みについて、電信詐欺罪の成立を認めた。その際、同控訴裁は、被告人が政府のなかで特別な関係性を築いていることを理由として、他者が被告人に依拠していたか、被告人が政府の決定に対して事実上のコントロールを行使しているかの 2 点を私人である被告人に同罪を認める判断基準とした。この判決に対し上告受理申立てがなされたが、当裁判所は上告を受理しなかった。しかし、当裁判所は、その後、McNally 判決⁽¹⁹⁾において、同様の事案について、同条の保護客体は財産的権利に限定されると判断した。これに対して、連邦議会は直ちに反応し、「背信的不正行為」には「誠実な職務に対する他人の無形的権利の詐取」が含まれるとする 1346 条を制定したのである。

Skilling 判決⁽²⁰⁾では、この条文が漠然性のゆえに無効であるかが検討された。本件で参考とすべきは、同判決が、この 1346 条に無制限の適用範囲を与えるのを避けたということである。同判決が、秘匿取引はすべて背信的不正行為に該当するという検察官の主張を排斥していることは、その現れである。

当裁判所は、名目上、政府と雇用関係がなければ、誠実な職務の義務を負うことはないという立場には与しない。しかし、このことから、有罪判決が維持されるわけではない。本件陪審説示は、Margiotta 判決に依拠しているが、この基準はあまりにも漠然としている。私人でありながら、政府に影響力を及ぼす「黒幕」は昔から存在している。一部は非難されるが、また一部は、賢慮ある助言者として尊敬も集めている。同判決の示した基準をそのまま適用すれば、ロビイストなどのあまりに多くの人々を処罰の対象としてしまう。同判決が示した理論は、さらなる限定がないと、通常人において何が禁止された行為であるかを十分理解可能な明確性を保ち、恣意的で差別的な法執行を促進しないような方法で、「誠実な職務に対する他人の無形的権利」を定義できているとはいえないのである。

(18) United States v. Margiotta, 688 F.2d 108 (1982).

(19) McNally v. United States, 483 U.S. 350 (1987).

(20) Skilling v. United States, 561 U.S. 358 (2010) [紹介、門田成人・アメリカ法 2011 年 1 号 278 頁 (2011 年)、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2009-2010 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2010 年 2 号 321-324 頁 (2011 年)、田中編・前掲注 (11) 116-119 頁 [田山聡美]].

検察官は、本件陪審説示が不正確であるとしても、この不正確さは無害であると主張している。すなわち、まず、Percoco は将来、州政府の職務を担当することになっているから、公共に対して誠実な職務の義務を負うといえるとする。また、政府の役職が果たすべき機能を行行使することが、政府の重要な立場にある人物から黙認されている場合には、私人も公共に対して誠実な職務の義務を負うともしている。しかし、以上の2つの検察官の議論は、本件陪審説示とは著しく異なっており、第2巡回区連邦控訴裁による原判決も、これらに依拠して連邦地裁判決を維持したものではない。

(芥川正洋)

・ Counterman 判決⁽²¹⁾

本件は、上告人 Counterman が、暴力的な危害を想像させる Facebook メッセージを送信し、ストーカー行為をしたとして訴追されたのに対して、合衆国憲法修正1条の保護範囲外となる「真の脅迫 (true threats)」というためには、主観的要件として、発言者自身がメッセージの脅迫的性質を認識していたことが必要であると主張し、修正1条違反を理由に、訴えを却下するよう求めた事案である。

コロラド州法は、「通常人が深刻な精神的苦痛を被るような方法で、……他者と何らかの形式の意思伝達を……繰り返し……行い、また実際にその者に……深刻な精神的苦痛を与えること」を、ストーカー行為として犯罪とする。しかし、メッセージが客観的に脅迫的であれば足りるとすれば、保護されるべき言論を萎縮させる可能性がある。そこで、修正1条が「真の脅迫」事例において被告人の主観的な意思の証明を要求しているか、要求しているとして、いかなるメンズ・レア基準を充足すべきかが問題となる。

州の事実審裁判所は、客観的な通常人の基準に基づいて、州は、通常人ならばメッセージを脅迫的とみなしたであろうと証明すれば足りるとした。これに対し、Counterman は、彼自身がメッセージの脅迫的性質を認識していたと証明することを修正1条が州に求めていると主張して上訴したが、州控訴裁判所

(21) Counterman v. Colorado, 143 S. Ct. 2106 (2023). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, アリート, カヴァノー, ジャクソン各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の一部同意・結論同意意見 (ゴースッチ裁判官一部同調), トーマス裁判官の反対意見, バレット裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

はこれを容れず、州最高裁も審査を拒否した。

連邦最高裁は、大要以下のように判示して、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

「真の脅迫」事例において、州は、被告人が自身の発言の脅迫的性質について主観的に認識していたと証明しなければならないが、修正1条は、無謀 (recklessness) という以上の証明を要求していない。修正1条は、限られた分野で言論の内容に対する制限を認めており、これらの保護されない表現のなかに、「真の脅迫」が含まれている。連邦法の脅迫罪 (合衆国法典第18編875条 (c)) に係る *Elonis* 判決⁽²²⁾において述べたように、脅迫の有無は、「発言者の精神状態」ではなく、受け取る側に対して「その発言が何を伝えるか」によって決まるが、主観的な精神状態が要件とされ得る。それは、言論の禁止が、その禁止の外側で言論を萎縮させ、抑止する可能性があるからである。

この種の「戦略的保護 (strategic protection)」は、保護されない言論に関する当裁判所の判例においても、特徴づけられる。例えば、*New York Times Co. v. Sullivan* 判決⁽²³⁾により、名誉毀損については、発言者が「それが虚偽であると知りながら、または、虚偽かどうか全く意に介さずに (reckless disregard)」行動した場合を除き、公人は、その発言による損害を回復できない。同様の考え方は、わいせつ行為や違法行為の煽動についても示されており、これらと同じことが、「真の脅迫」についても妥当する。

メッセージが脅迫であるか否かを取り違えるおそれ、法制度が判断を誤るおそれ、そして、訴訟費用が発生するおそれなどにより、発言者は、実際には「真の脅迫」ではない言葉を飲み込んでしまう可能性がある。しかし、他方で、主観的要件を主張することにより、それがなければ禁止されるはずの危険な意思伝達の訴追が難しくなる。それゆえ、無謀、すなわち、自らの行為が他者に害を及ぼす重大なリスクを意識的に無視した (consciously disregarded) ことこそが、適切なメンズ・レア基準である。

「真の脅迫」に対しては、無謀が適切なバランスをとっており、「真の脅迫」に対して法律を執行するメリットをあまり犠牲にすることなく、「保護された

(22) *Elonis v. United States*, 575 U.S. 723 (2015) [紹介、熊谷智大・比較法学50巻3号99頁 (2017年)、堤和通・比較法雑誌54巻3号203頁 (2020年)].

(23) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964) [紹介、久保田きぬ子・アメリカ法1965年1号139頁 (1965年)、伊藤博文・愛知大学法学部法経論集183号133頁 (2009年)].

言論に十分な『息抜きの余地 (breathing room)』』を提供する。それゆえ、州が、客観的な基準に従って Counterman を起訴し、発言の脅迫的性質についての Counterman の認識を何ら示さなかったことは、修正 1 条に違反する。

(渡邊卓也)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、ニューヨーク州のプロジェクトをめぐる汚職に関し、第 2 巡回区連邦控訴裁の支配権理論 (right-to-control theory) に基づいて、その遂行を委ねられていた州立大学の関連機関が同プロジェクトをコントロールする権利を違法に剥奪することが電信詐欺に該当するとして起訴された事案について、同控訴裁の支配権理論は誤りであるとして、有罪判決を維持した同控訴裁判決を破棄、差し戻した Ciminelli 判決⁽²⁴⁾、Medicaid — 低所得者層を対象とした連邦と州の共同の医療に関する援助プログラム — に関し、心理療法サービスについて心理師補の資格しかない者を資格のある公認心理師と偽って 355 ドルを騙取したとの詐欺の事実について、当該行為は合衆国法典第 18 編 1347 条で規定する他人 — 当該サービスを受ける患者 — の同一性識別手段の加重窃用に該当する行為を包含するものであるとして、同条違反も併合起訴された事案で、患者の同一性識別手段は本件詐欺行為の核心には含まれないことを理由に同条違反の成立を否定した Dubin 判決⁽²⁵⁾、証人に事件を通報しないよう思いとどませた事実で州法により処罰された前科を有する外国人、および、重罪の事後従犯として州法により処罰された前科を有する外国人について、それらの罪が退去強制の事由の 1 つとされている司法妨害 (obstruction of justice) に関連する罪に該当するかが争点の事案で、前者に関する第 9 巡回区連邦控訴裁判決は、州法は捜査または法的手続が行われていることを当該犯罪の要件としていないことを理由に該当性を否定し、後者に関する第 4 巡回区連邦控訴裁判決は、州法が捜査または法的手続が行われていることを当該犯罪の要件としていないとしても該当性は

(24) Ciminelli v. United States, 143 S. Ct. 1121 (2023). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。アリート裁判官の同意意見がある。

(25) Dubin v. United States, 143 S. Ct. 1557 (2023). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, アリート, ケーガン, カヴァノー, バレット, ジャクソン各裁判官同調) のほか、ゴーサッチ裁判官の結論同意意見がある。

肯定されるとしたのに対し、前者の判断を維持し、後者の判断を破棄、差し戻した Pugin 判決⁽²⁶⁾、成人養子となればアメリカの市民権を得られるとの虚構の事実を告げて450人以上の外国人から合計200万ドル近くの金銭を詐取した事案で、外国人の合衆国への入国や在留が法律に違反するという事実を認識しまたはその禁止を無視して当該入国・在留を助長または誘導する行為を禁じた合衆国法典第8編1324条(a)(1)(A)(iv)違反で起訴された被告人が、同規定は過度に広範であり修正1条に違反するとして有罪判決後に争い、第9巡回区連邦控訴裁がその主張を認めて有罪判決を破棄したのに対し、適正に解釈すれば、当該規定は一定の違法な行為についての意図的な教唆(solicitation)や援助(facilitation)のみを禁止するもので、「相当量の保護される言論を禁じる」ものではなく、同規定による言論の制限は、違法な行為の不可欠な部分を超えるものではないとして同控訴裁判決を破棄、差し戻した Hansen 判決⁽²⁷⁾がある。

(田中利彦)

VIII その他

・Turkiye Halk Bankasi A.S. 判決⁽²⁸⁾

本件は、合衆国法典第18編3231条が、連邦地裁の事物管轄権について定めているところ、当該事物管轄権は外国の機関による刑事事件に及ぶか、および、1976年外国主権免除法(Foreign Sovereign Immunity Act of 1976)の規定は、民事事件だけでなく刑事事件にも及ぶかが争われた事案である。

(26) Pugin v. Garland, 143 S. Ct. 1833 (2023). カヴァノー裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官、トーマス、アリート、バレット、ジャクソン各裁判官同調)のほか、ジャクソン裁判官の同意意見、ソトマイヨール裁判官の反対意見(ゴースッチ裁判官同調、ケーガン裁判官一部同調)がある。

(27) United States v. Hansen, 143 S. Ct. 1932 (2023). バレット裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官、トーマス、アリート、ケーガン、ゴースッチ、カヴァノー各裁判官同調)のほか、ジャクソン裁判官の反対意見(ソトマイヨール裁判官同調)がある。

(28) Turkiye Halk Bankasi A.S. v. United States, 143 S. Ct. 940 (2023). カヴァノー裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官、トーマス、ソトマイヨール、ケーガン、バレット、ジャクソン各裁判官同調)のほか、ゴースッチ裁判官の一部同意・一部反対意見(アリート裁判官同調)がある。

2019年に連邦の大陪審は、アメリカによるイランに対する経済制裁を潜脱したことについての共謀の事実で、Turkiye Halk Bankasi（通称、Halkbank）——トルコ政府によって所有されている銀行——を連邦地裁に起訴した。

Halkbank は、3231条の定める連邦地裁の事物管轄権は、同行のような外国の機関による刑事事件には及ばないこと、外国主権免除法により、外国およびその機関は刑事訴追から免除されていること、そして、仮に同法が刑事訴追には及ばないとしても、コモン・ロー上、同行は刑事訴追から免除されていることなどを主張して、連邦地裁に起訴の取消しを申し立てた。

連邦地裁は、外国主権免除法は刑事訴追からの免除を付与していないとして、Halkbank の申立てを却下し、第2巡回区連邦控訴裁も、連邦地裁はHalkbank が起訴された刑事事件について3231条のもとで事物管轄権を有しているとして、連邦地裁の判断を維持した。

連邦最高裁は、概ね次のように述べて、原判決を一部維持、一部破棄・差戻しとした。

連邦地裁は、3231条のもとで、Halkbank による刑事事件について事物管轄権を有している。同条は、連邦地裁に、「連邦法に違反するすべての犯罪 (all offenses against the laws of the United States)」について第一審管轄権を付与しているのである。

文言上、3231条が、Halkbank が起訴された犯罪を包含していることは明らかであり、同行もこのことについては争っていないが、同行は、3231条は黙示的に外国およびその機関を除外していると主張する。すなわち、Halkbank は、外国およびその機関に対する訴訟に明示的に言及している複数の制定法を指摘し、これにより、3231条は外国およびその機関にとくに言及することなく、一般的に「すべての」連邦犯罪と定めているので、外国およびその機関は同条の適用範囲に含まれないと主張するのである。

しかし、当裁判所は、3231条の広範な管轄権の付与に対し、そのような文言に基づかない制限を加えることはしない。合衆国法典のなかにある関連性のない複数の規定が、たまたま外国とその機関に明示的に言及していたとしても、そのことは3231条の文言上の適用範囲を狭めるものではない。

1976年に連邦議会は外国主権免除法を制定したが、同法は、外国に対するすべての民事訴訟においてなされる免除の主張に適用される、一連の包括的な法的基準を規定している。その文言は同法が外国およびその機関に対する民事訴訟のみを扱っていることを示しており、同法には刑事手続についての定めはな

いのである。

外国主権免除法が合衆国法典の第28編に入っていること——第28編の規定のほとんどは民事の手續に関するものである——も、外国主権免除法は刑事手續には適用されないという解釈を補強するものである。

また、Samantar 判決⁽²⁹⁾において、当裁判所は、外国主権免除法の「文言、目的および歴史」を分析して、同法の外国に対する訴訟についての「包括的な解決策」は外国機関の職員個人には及ばないとしたが、この判断は、外国主権免除法の規定は刑事訴追という個別的な文脈には及ばないという結論を支持するものである。

Halkbank は、外国主権免除法の規定の一文——「外国は、本章の1605条ないし1607条に規定される場合を除いては、連邦裁判所及び州裁判所の裁判管轄権から免除される」(合衆国法典第28編1604条)——に基づいて刑事訴追からの免除を主張する。しかし、1604条は1330条(a)と一体となって機能しているのである。すなわち、1330条(a)は、連邦地裁が第一審管轄権を有する——外国が免除を受けることができない——外国に対する民事訴訟の領域について規定しており、これにより、1604条は、限定的な民事訴訟の領域でどのように免除の諸原則が働くのかを明らかにしているのであって、刑事手續に適用される免除についてのものではないのである。

ただし、第2巡回区連邦控訴裁は、両当事者によるコモン・ロー上の様々な免除に関する主張について十分に検討していないので、この点について検討させるために、原判決を破棄し、事件を差し戻すことにする。

(松田正照)

・その他

以上のほか、刑事脱税事件について大陪審が発した命令状の不遵守について裁判所侮辱に問われた事案で、法的事項およびそれ以外のものの双方を含む事項に関する助言を含む通信は、法的助言を得ることが当該通信の背景にある重要な目的の1つである場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権によって保護されるかが争点となったが、上告受理が不用意になされたとしてこれを取り消した *In re Grand Jury* 判決⁽³⁰⁾、銀行秘密法の定める報告義務違反の1件ごとの1万

(29) *Samantar v. Yousuf*, 560 U.S. 305 (2010).

(30) *In re Grand Jury*, 143 S. Ct. 543 (2023) (per curiam).

ドル以下の民事制裁金の積算根拠が争点の事案で、口座ごとではなく、提出すべき報告書ごとに積算されるとした *Bittner* 判決⁽³¹⁾、殺人で有罪となり、死刑判決を受けた被告人が、州法の規定に基づいて有罪判決後の DNA 検査の申立てをしたところ、これを斥けられたため、同州法の規定は合衆国憲法修正14条の実体的デュー・プロセスの保障に違反するとして、合衆国法典第42編1983条の規定に基づいて連邦裁判所に訴えを提起した事案で、第5巡回区連邦控訴裁が、同規定に基づく訴えの出訴期限は州の事実審裁判所が DNA 検査の申立てを棄却した時点から進行するので、すでに徒過しているとしたのに対し、州の基本的に公正な手続の懈怠は、州の手続が終了した時点、すなわち、州上訴裁判所が再度の審査の申立てを斥けた時点から始まるので、出訴期限は徒過していないとした *Reed* 判決⁽³²⁾、イスラム過激派組織 *Islamic State of Iraq and Syria* によるテロ行為の被害家族が、テロ行為被害の損害賠償——3倍額賠償および弁護士費用を含む費用——について定めた合衆国法典第18編2333条の規定に基づき、加害者を教唆・幫助したとして、ツイッター社を訴えたという事案で、訴えを却下した連邦地裁判決を第9巡回区連邦控訴裁が破棄したのに対し、同控訴裁判決を破棄した *Taamneh* 判決⁽³³⁾、グーグル社を被告として提起された *Taamneh* 判決と同様の事件で、訴えを却下した連邦地裁判決の結論を維持した第9巡回区連邦控訴裁の判断の一部を除く部分について上告受理の申立てがあったのに対し、これを受理して同控訴裁判決を破棄、差し戻した *Gonzalez* 判決⁽³⁴⁾、医薬品販売業者が *Medicaid* ——低所得者層を対象とした連邦と州の共同の医療に関する援助プログラム——および *Medicare* ——65歳以上の高齢者を対象とした健康保険制度——に対して行った虚偽請求による詐欺被害について、虚偽請求法 (*False Claims Act*) に基づいて私人が関係人 (*relator*) と

(31) *Bittner v. United States*, 143 S. Ct. 713 (2023). ゴーサッチ裁判官執筆の一部法廷意見 (ジャクソン裁判官同調, ロバーツ長官, アリート, カヴァノー各裁判官一部同調) のほか, バレット裁判官の反対意見 (トーマス, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。

(32) *Reed v. Goertz*, 143 S. Ct. 955 (2023). カヴァノー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ソトマイヨール, ケーガン, バレット, ジャクソン各裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の反対意見, アリート裁判官の反対意見 (ゴーサッチ裁判官同調) がある。

(33) *Twitter, Inc. v. Taamneh*, 143 S. Ct. 1206 (2023). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ジャクソン裁判官の同意意見がある。

(34) *Gonzalez v. Google LLC*, 143 S. Ct. 1191 (2023) (per curiam).

して提起した「刑事的民事訴訟 (*qui tam action*)」の事件で、虚偽請求行為の主観的要件について、通常人がどう認識するかではなく、被告の実際の認識を問うべきとした *SuperValue, Inc.* 判決⁽³⁵⁾、医療機関による Medicare に対する過剰請求を援助したとして提起された *SuperValue, Inc.* 判決と同様の事件で、合衆国法典第31編3730条 (c) (2) (A) の規定に基づいて連邦政府が訴えを取り下げることができるかどうか争点となり、これを可とした *Executive Health Resources, Inc.* 判決⁽³⁶⁾、ロシアに居住する *Smagin* が、*Yegiazaryan* による不動産投資共同事業における持分の不正な領得について支払いを命じる仲裁裁定を得ていたところ、*Yegiazaryan* が *Smagin* からの執行を免れるために、銀行ほかと共謀して、主としてカリフォルニア州内における財産の隠匿行為を行ったことが RICO 法に違反するとして、*Smagin* が *Yegiazaryan* およびその共同不法行為者に対し、1億3,000万ドルを下らない実損額ならびに弁護士費用および RICO 法の定める3倍額賠償を請求した事案について、連邦地裁は、*Smagin* がロシアに居住する同国民であったために、ロシアにおいて賠償金の回収ができずに損失をこうむったという点を強調して、2015年10月開廷期の *RJR Nabisco, Inc.* 判決⁽³⁷⁾が民事 RICO 訴訟について示した国内損害 (*domestic injury*) 要件の充足を適切に主張していないとして訴えを却下したのに対し、第9巡回区連邦控訴裁がこれを覆したという事案で、国内損害の要件の内容に関して連邦控訴裁間で判断が分かれていることを理由に上告を受理し、具体的状況に沿った (*context specific*) 審査が *RJR Nabisco, Inc.* 判決に最も整合し、本件の状況によれば、*Smagin* は国内損害を主張しているとして、同控訴裁判決の結論を維持しつつ、差し戻した *Yegiazaryan* 判決⁽³⁸⁾がある。

(田中利彦)

(35) *United States ex rel. Schutte v. SuperValu Inc.*, 143 S. Ct. 1391 (2023). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(36) *United States ex rel. Polansky v. Executive Health Resources, Inc.*, 143 S. Ct. 1720 (2023). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、アリート、ソトマイヨール、カヴァノー、ゴーサッチ、バレット、ジャクソン各裁判官同調) のほか、カヴァノー裁判官の同意意見 (バレット裁判官同調)、トーマス裁判官の反対意見がある。

(37) *RJR Nabisco, Inc. v. European Community*, 579 U.S. 325 (2016) [紹介、西岡和晃・アメリカ法2017年1号157頁 (2017年)].

(38) *Yegiazaryan v. Smagin*, 143 S. Ct. 1900 (2023). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ケーガン、カヴァノー、バレット、ジャクソン

各裁判官同調)のほか、アリート裁判官の反対意見(トーマス裁判官同調、
グーサッチ裁判官一部同調)がある。